新たな組織形態について

日本経団連産業本部

	株式会社	信託	新たな組織形態(LLC等)	任意組合
所有と経営の関係	分離	分離	一致	一致
脱退	不可	原則不可	自由	自由
持分譲渡	可(譲渡制限を付すことも可)	可	構成員全員の同意が必要	構成員全員の同意が必要
意思決定•	法定の機関制度が強制	原則株式会社である信託	自由(定款自治)	自由(契約)
業務執行		会社(受託者)が行う		
利益分配	株式数に応じ分配(株主平等)	受益権に応じて分配	自由(定款自治)	自由(契約)
課税	会社と株主の両方に課税	受益者に課税	構成員のみ課税	構成員のみ課税
責任	有限責任(出資を限度)	有限責任(信託財産を限度)	有限責任(出資を限度)	無限責任
法人格	有	無	有	無
評価	・農地と農家との関係は間接的	・農地と農家との関係は経	・農地と農家の関係を維持	・農地と農家の関係を維持
	• 配当重視	済上、実質上は受益者(≠	・自由な配分ルール	・自由な配分ルール
	・意思決定プロセスは法定	農家)に帰属	・ 意思決定プロセスが柔軟	・意思決定プロセスが柔軟
	・大規模な事業展開が可能	・信託財産(農地等)の管	・ 構成員の創意工夫を助長	・構成員の創意工夫を助長
	・農家のリスクを限定	理・処分の意思決定は受	・農家のリスクを限定	・農家は無限の経営リスク負担
		託者(信託会社)が行う		
		・信託手数料が発生		
		・大規模な事業展開が可能		
		・農家のリスクを限定		

^{*} 現行の農地法(3条2項)では、農協以外の信託機関が、信託の引受けにより所有権、地上権、永小作権等を取得することは認められない。

^{*} 新たな組織形態については、2005(平成 17)年通常国会への会社法改正法案提出に向け、法制審議会において検討中。上記は一般的な考え方を示したもの。